

セミナー報告

「会計年度任用職員制度の円滑な導入にむけて」

8月8日 地方議会議員セミナーin 京都 講師 稲継裕昭

【講演項目】

1. 臨時・非常勤職員と制度の抜本的改正

(1) 法律の建前

ア 臨時・非常勤職員は平成 28 年 4 月現在で約 64 万人と増加しており、地方行政の重要な担い手となっている。臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することがもとめられており、法改正をする。

(2) 実態の推移

ア この 11 年間の臨時・非常勤職員の推移

平成 17 年 (455,840 人) →平成 28 年 (643,131 人) : 187,291 人増 41.1%の増加

総職員数 : H6 年 (Max) 3,287 千人 → H28 年 (Mini) 2,737 千人 → H29 年 2,743 千人

※ 増減要因 (一般行政部門▲22.0%、教育部門▲20.4%、警察部門 13.5%、消防部門 10.4%、公企部門▲16.1%、合計▲16.4%)

※ 都道府県の総職員数は指定都市への移譲により減少、市町村の総職員数は増加

イ 雇用根拠・職種もさまざま

特別職非常勤 21.6 万人 (地公法 3③(3))、一般非常勤 16.1 万人 (地公法 17)、臨時的任用職員 26 万人 (地公法 22②⑤条)

(3) 世論、職員団体、職制側

(4) 国家公務員における期間業務職員制度の導入

ア 国家公務員制度と地方公務員制度の違い

(ア) 地公法 : 条例、規則等により地方自治体の自主的な決定に委ねている

国家公務員法 : 人事院規則に委ねている

(イ) 人事委員会・公平委員会と人事院とは機能の点等で違いがある

(ウ) 地方公務員 : 特定の条項を除き、労基法、労安法等が適用される

国家公務員 : これらの法律の適用が除外されている

イ 国家公務員の期間業務職員・その他の非常勤職員は人事院規則 8-12 で、臨時的任用職員は国公法 60 条で定められている。

(5) 研究会の立ち上げと報告

ア 第一回会議 (平成 26 年 7 月 26 日)

2. 法改正の内容

(1) 法改正の概観

ア 地方公務員の臨時・非常勤職員について

(ア) 特別職の任用及び臨時的任用の適正化を確保

(イ) 一般の会計年度任用職員の任用等の制度の明確化

(ウ) 会計年度任用職員に対する給付についての規定の整備

(2) 特別職非常勤職員の限定解釈

- ア 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化
- イ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

(3) 臨時的任用職員の要件変更

- ア 地公法 17 条に基づき任用の手続きを経るいとまのない時に…特例として認められる
 - (ア) 緊急の場合、臨時の職に関する場合、採用候補者名簿や昇任候補者名簿がない場合

3. 会計年度任用職員制度の内容

- (1) 給付
- (2) 任用
- (3) 服務・懲戒
- (4) 勤務時間、勤務条件
- (5) 社会保険・労働保険等
- (6) 人事評価
- (7) 再度の任用

4. 移行への準備と条例改正等

- (1) 条例改正等に臨むにあたって
- (2) 問題となる点
- (3) チェックリストの確認
- (4) 議会での一般質問のポイント

【成果・所感等】

- ・ 地方自治体の臨時・非常勤職員はこの平成 17 年と平成 28 年の 11 年間を比較しても 41%以上と急激に増加し、64 万人を超える人数になっている。しかし、臨時・非常勤制度の内容は地方公共団体によって様々、そこで法改正により会計年度任用職員制度がつけられた。
- ・ 国は人事院規則で任用内容を定めているが、地方自治体は条例、規則で定めなくてはならず、主体的な決定をすることとなっており、制定については議会の役割も大きいと言える。
- ・ 本市でも臨時・嘱託職員が職員総数の 4 割を超え、行政サービスになくてはならない存在となっているが、労働条件の悪さもあり、加えて人手不足から欠員が生じている。会計年度任用職員制度の制度化にあたって、労働条件を抜本的に見直すことが必要だと思う。そのためには財政的な裏付けが必要である。
- ・ 地方自治体の職員数は平成 6 年をピークに平成 28 年には 54 万人減少しており、特に平成 17 年から平成 22 年の国の集中改革プランにより 23 万人が減少している。そういう背景もあり、臨時・非常勤職員が急増しており、今回の制度改正にあたり、国も財政的な手当てを実施すべきと思う。
- ・ 会計年度任用職員制度によって、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件が確保されるためには、議会の役割は重要と考える。